

「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況

<p>政策目標1 相談体制の空白地域解消</p> <p>1-1 相談窓口未設置の自治体を解消</p>	<p>【2018年4月1日 → 2019年4月1日】</p> <p><未設置地方公共団体></p> <p>0市町村 → 0市町村</p>
<p>政策目標2 相談体制の質の向上</p> <p>2-1 消費生活センター設立促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口5万人以上の全市町 ・人口5万人未満の市町村の50%以上 <p>【消費生活相談員】</p> <p>2-2 管内自治体の50%以上に配置</p> <p>2-3 資格保有率を75%以上に引上げ</p> <p>2-4 研修参加率を100%に引上げ(各年度)</p>	<p>【2018年4月1日 → 2019年4月1日】</p> <p><達成都道府県(設置・配置市町村数、資格保有者数等)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・35都道府県 → 35都道府県 (517市区町 → 515市区町) ・21道府県 → 21道府県 (587市町村 → 588市町村) ・43都道府県 → 43都道府県 (1,452市区町村 → 1,454市区町村) ・26都府県 → 26都府県 (2,784人 → 2,770人) ・11県 → 9県 (平均参加率：91.8% → 91.6%)
<p>政策目標3 適格消費者団体の空白地域解消</p> <p>3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック (東北、北陸、四国)に適格消費者団体の設立促進</p>	<p>【2018年9月末 → 2019年9月末】</p> <p><適格消費者団体数></p> <p>全ブロックで設置済</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北:「特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく」(平成29年4月25日認定) ・北陸:「特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ」(平成29年5月15日認定) ・四国:「特定非営利活動法人えひめ消費者ネット」(平成30年6月19日認定)
<p>政策目標4 消費者教育の推進</p> <p>4-1 消費者教育推進計画の策定 消費者教育推進地域協議会の設置 (全都道府県・政令市)</p>	<p>【2018年9月末 → 2019年9月末】</p> <p><推進計画の策定></p> <p>47都道府県・18政令市 → 47都道府県・18政令市</p> <p><推進地域協議会の設置></p> <p>47都道府県・18政令市 → 47都道府県・19政令市</p>
<p>政策目標5 「見守りネットワーク」の構築</p> <p>5-1 消費者安全確保地域協議会の設置 (人口5万人以上の全市町)</p>	<p>【2018年9月末 → 2019年9月末】</p> <p><人口5万人以上の設置地方公共団体></p> <p>88市区 → 111市区 (人口5万人以上の全市で設置済:2県(徳島県、兵庫県))</p>

<政策目標1> 相談窓口未設置の自治体を解消

平成30年4月1日現在

相談窓口未設置地方公共団体:0市町村
 設置率:100%(1,721市区町村中)
 未達成:0県



□ : 全地方公共団体に設置済み
 ■ : 未設置地方公共団体あり

平成31年4月1日現在

相談窓口未設置地方公共団体:0市町村
 設置率:100%(1,721市区町村中)
 未達成:0県

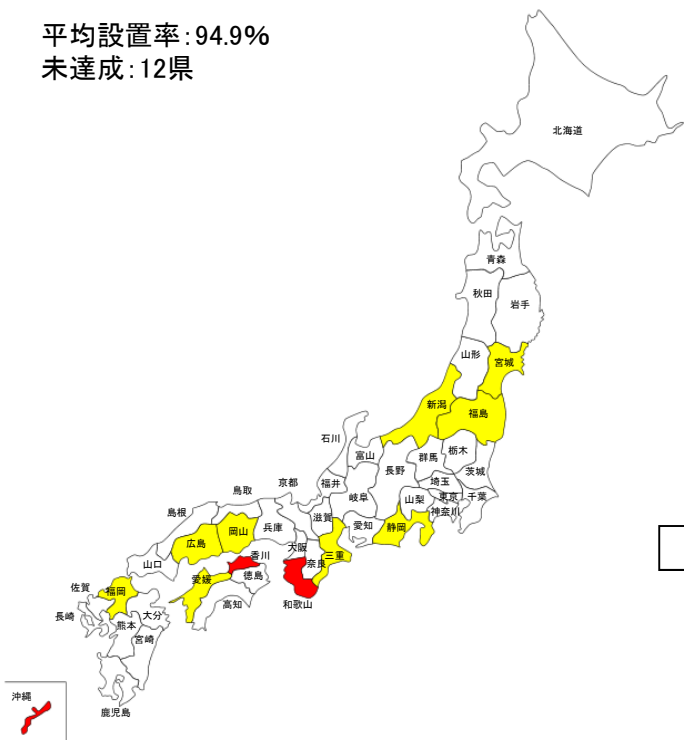


出所: 消費者庁「令和元年度 地方消費者行政の現況調査」

<政策目標2-1①> 消費生活センター設立促進(人口5万人以上の全市町)

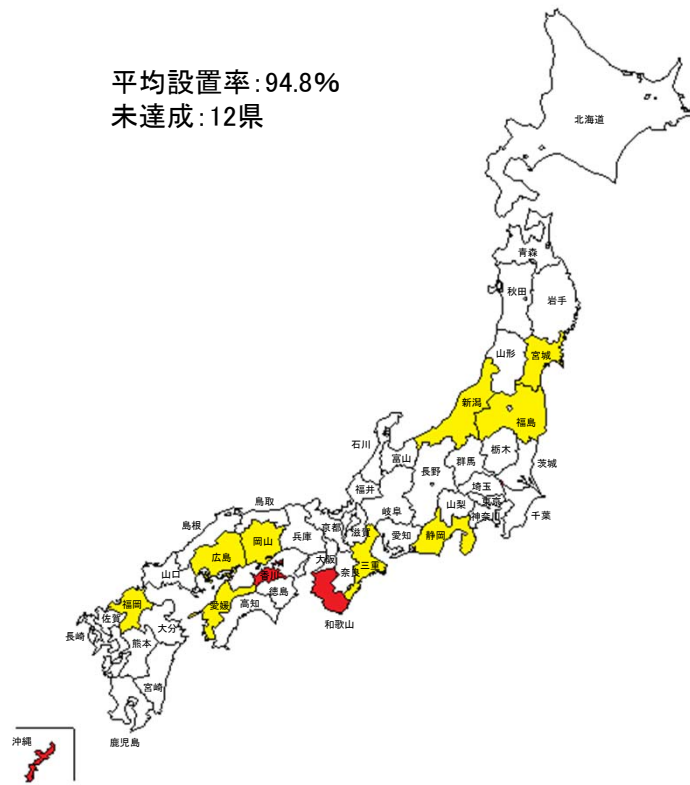
平成30年4月1日現在

平均設置率:94.9%
未達成:12県



平成31年4月1日現在

平均設置率:94.8%
未達成:12県



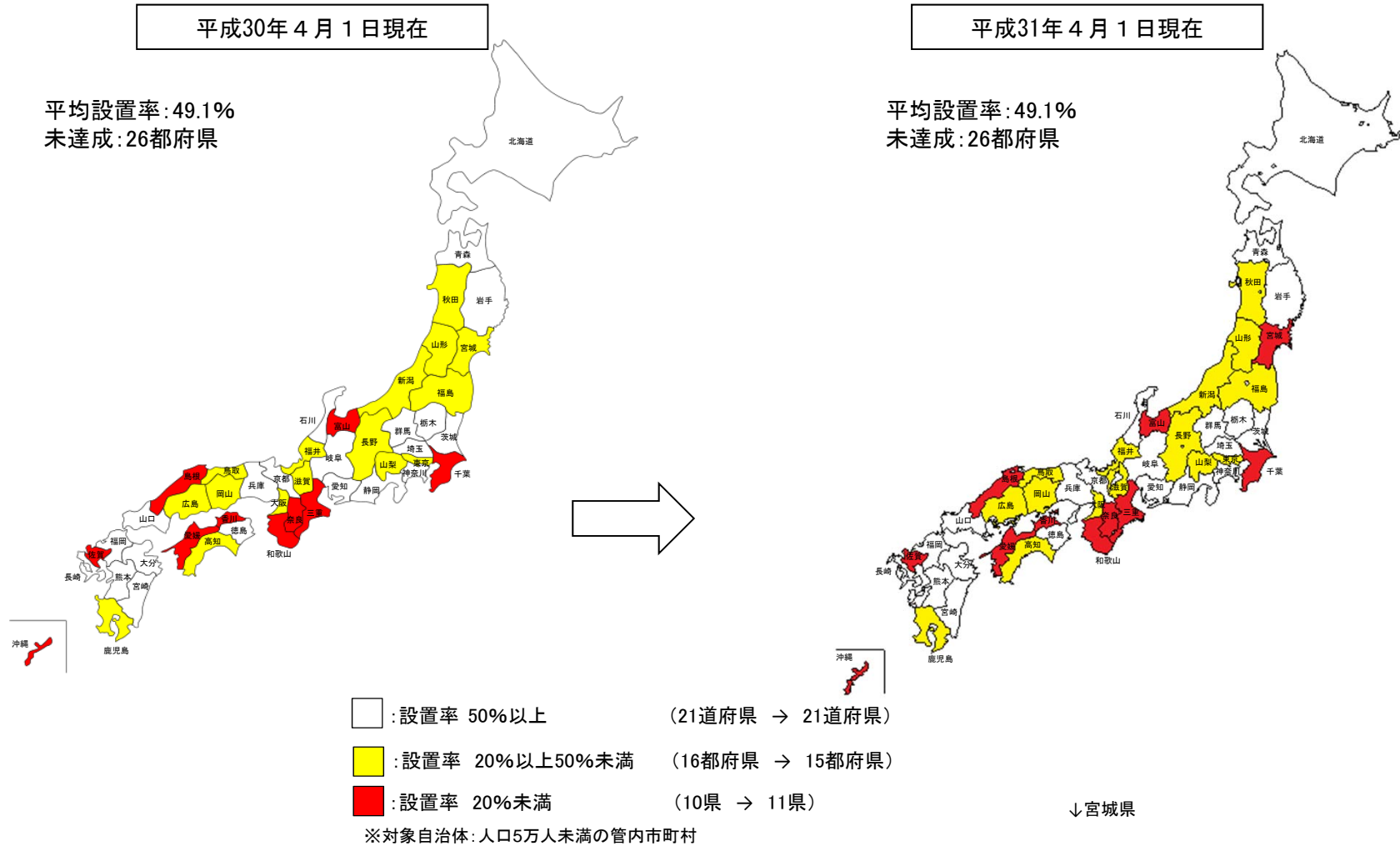
- :設置率 100% (35都道府県 → 35都道府県)
- (Yellow) :設置率 50%以上100%未満 (9県 → 9県)
- (Red) :設置率 50%未満 (3県 → 3県)

※対象自治体:人口5万人以上の管内市町村

出所:消費者庁「令和元年度 地方消費者行政の現況調査」

<政策目標2-1②>

消費生活センター設立促進(人口5万人未満の市町村50%以上)

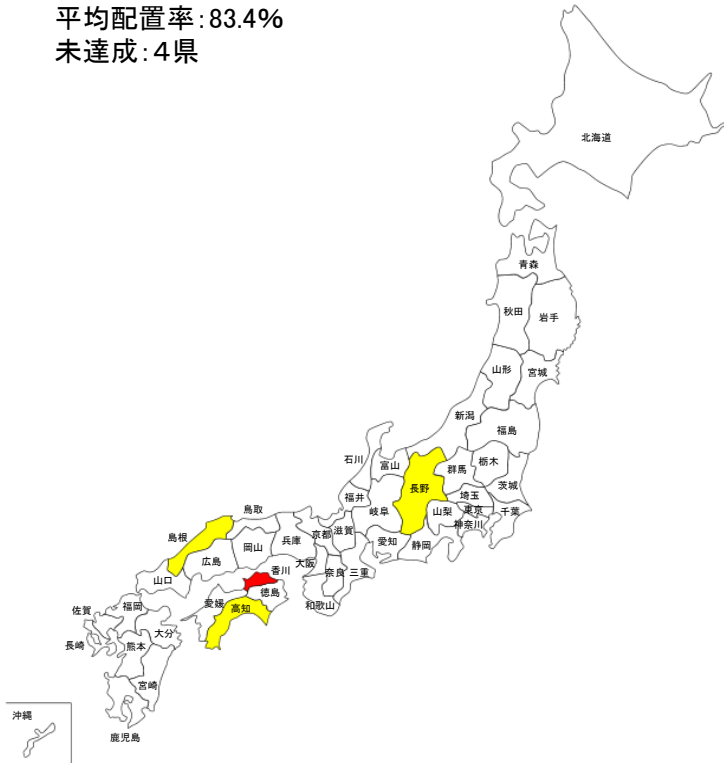


出所: 消費者庁「令和元年度 地方消費者行政の現況調査」

<政策目標2-2> 管内自治体の50%以上に消費生活相談員を配置

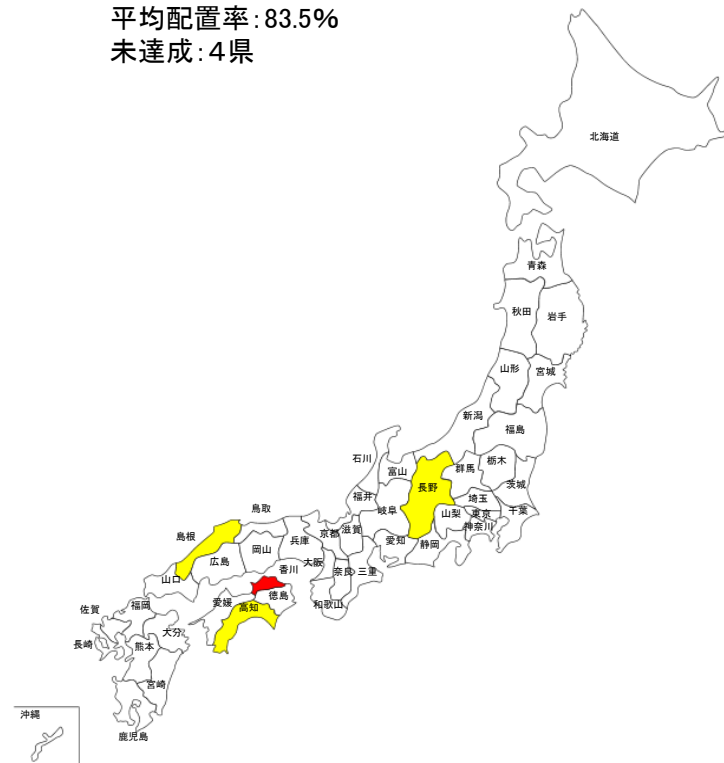
平成30年4月1日現在

平均配置率: 83.4%
未達成: 4県



平成31年4月1日現在

平均配置率: 83.5%
未達成: 4県



(参考)消費生活相談員数

(各年4月1日現在)

平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
3,381人	3,362人	3,337人	3,359人	3,384人	3,421人	3,424人	3,379人

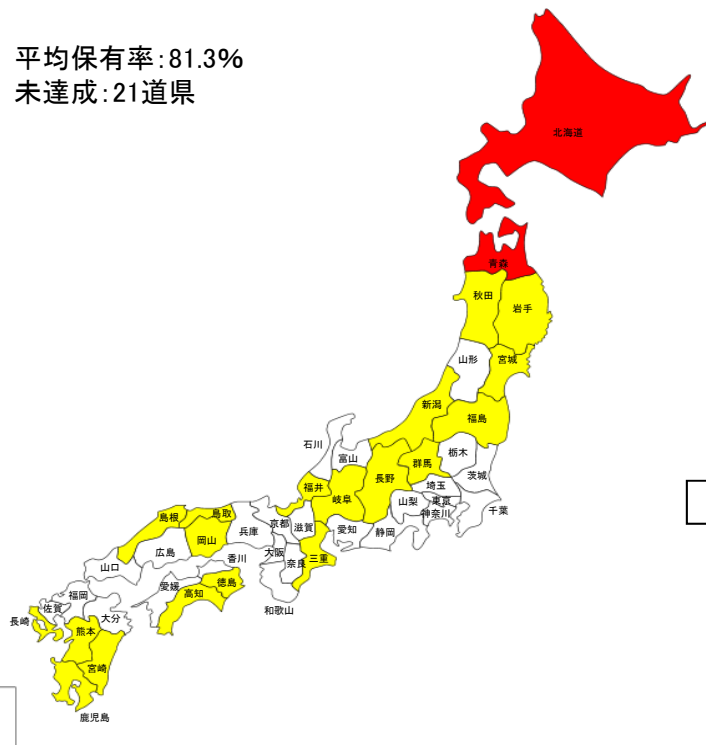
- : 配置率 50%以上 (43都道府県 → 43都道府県)
- (Yellow) : 配置率 40%以上50%未満 (3県 → 3県)
- (Red) : 配置率 40%未満 (1県 → 1県)

出所: 消費者庁「令和元年度 地方消費者行政の現況調査」

<政策目標2-3> 消費生活相談員の資格保有率を75%以上に引き上げ

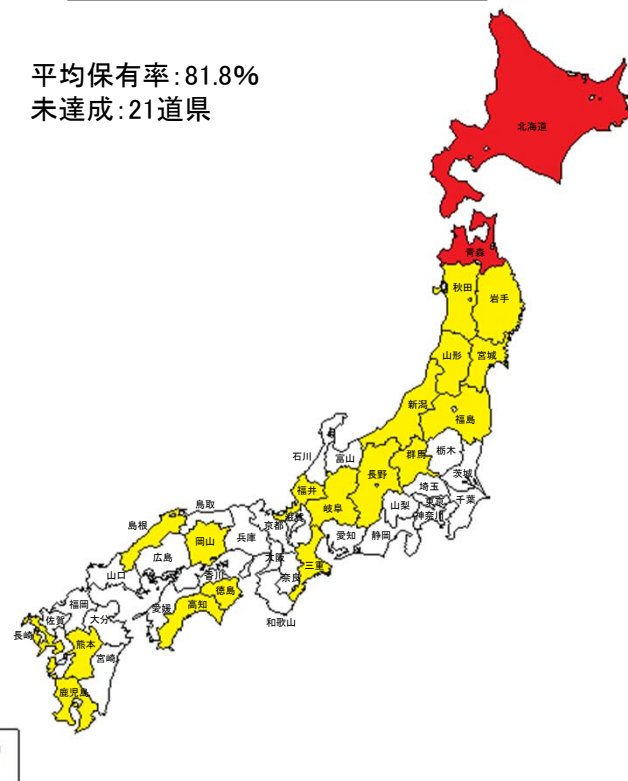
平成30年4月1日現在

平均保有率:81.3%
未達成:21道県



平成31年4月1日現在

平均保有率:81.8%
未達成:21道県



- : 資格保有率 75%以上 (26都府県 → 26都府県) ↑鳥取県、宮崎県
 : 資格保有率 50%以上75%未満 (19県 → 19県) ↓山形県、沖縄県
 : 資格保有率 50%未満 (2道県 → 2道県)

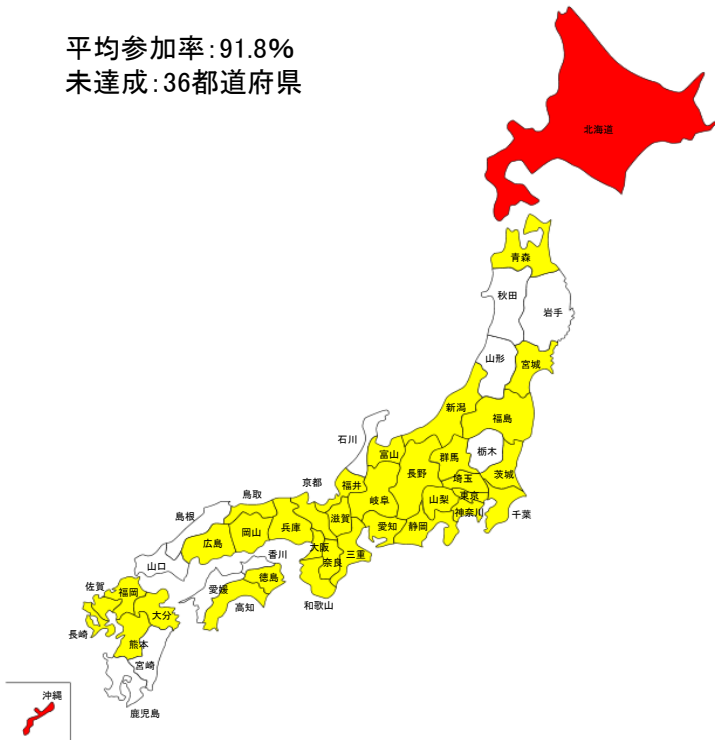
(注) 以下の資格のいずれかを有する相談員の割合。
 ・独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員
 ・一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザー
 ・一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタント
 ・登録試験機関が実施する消費生活相談員資格試験合格者

出所：消費者庁「令和元年度 地方消費者行政の現況調査」

<政策目標2-4> 消費生活相談員の研修参加率を100%に引上げ(各年度)

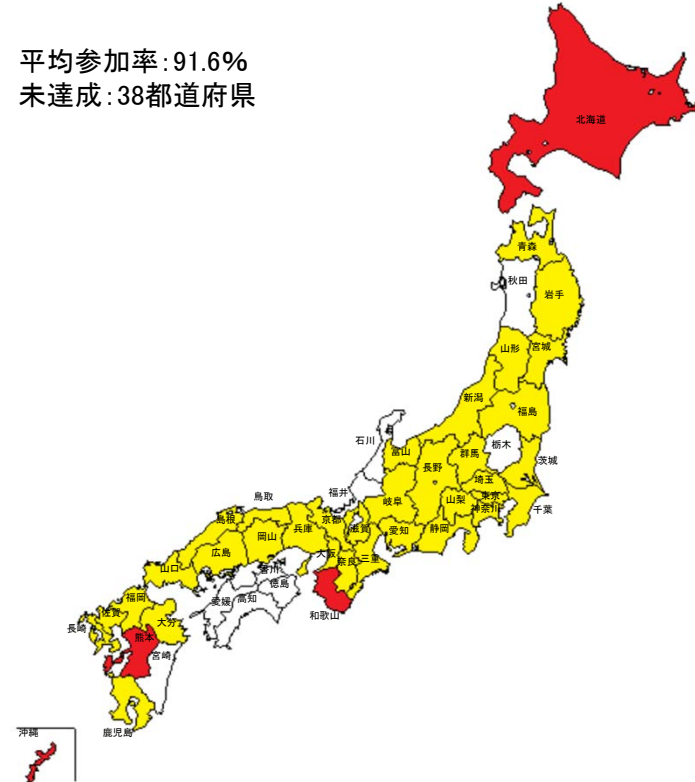
平成30年4月1日現在

平均参加率:91.8%
未達成:36都道府県



平成31年4月1日現在

平均参加率:91.6%
未達成:38都道府県



□ : 研修参加率 100%

(11県 → 9県)

■ : 研修参加率 80%以上100%未満

(34都府県 → 34都府県)

■ : 研修参加率 80%未満

(2道県 → 4道県)

↑福井県、徳島県、高知県

↓岩手県、山形県、島根県、山口県、鹿児島県

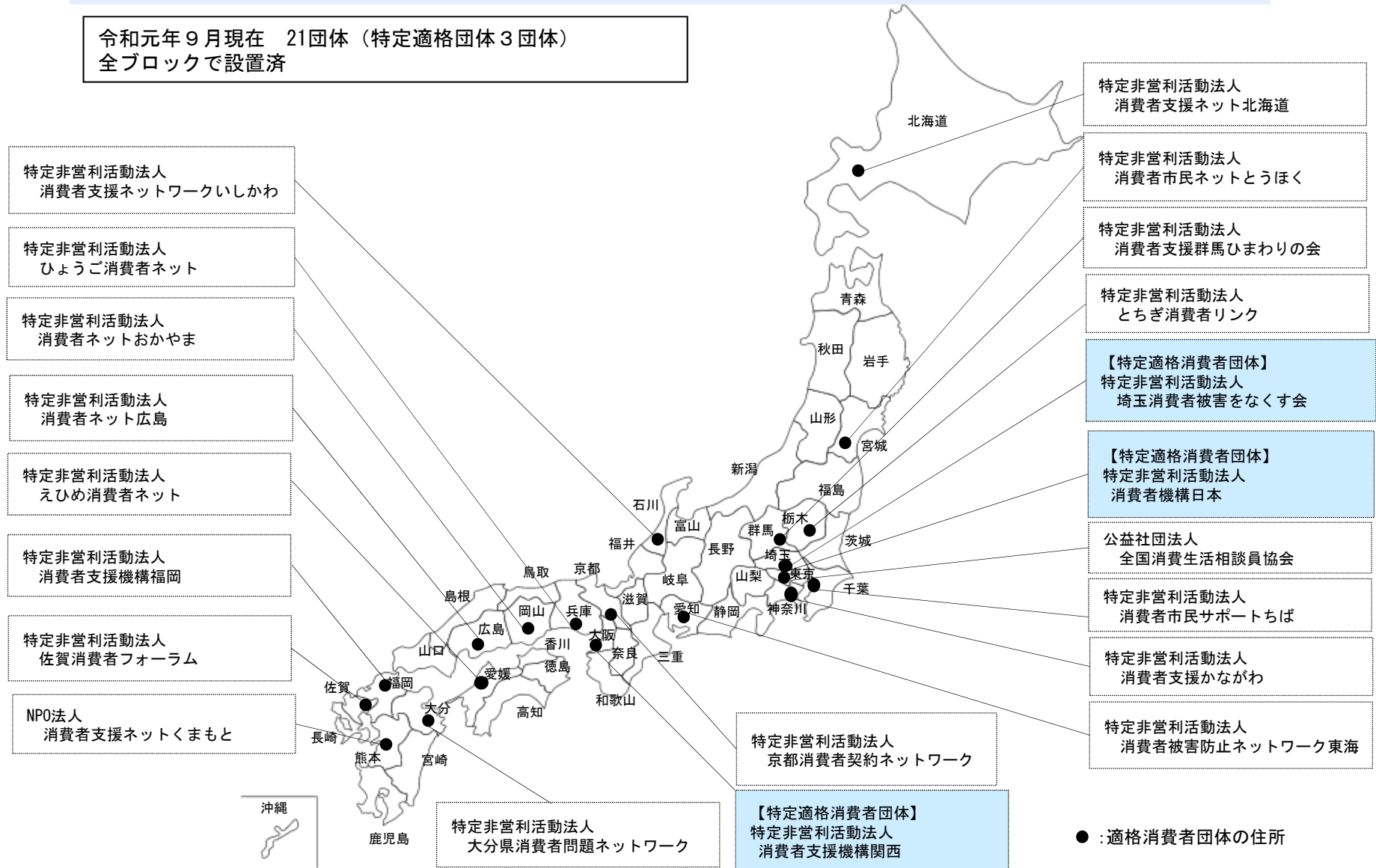
↓和歌山県、熊本県

出所：消費者庁「令和元年度 地方消費者行政の現況調査」

<政策目標3>

適格消費者団体が存在しない3ブロック(東北・北陸・四国)に設立促進

令和元年9月現在 21団体 (特定適格団体3団体)
全ブロックで設置済

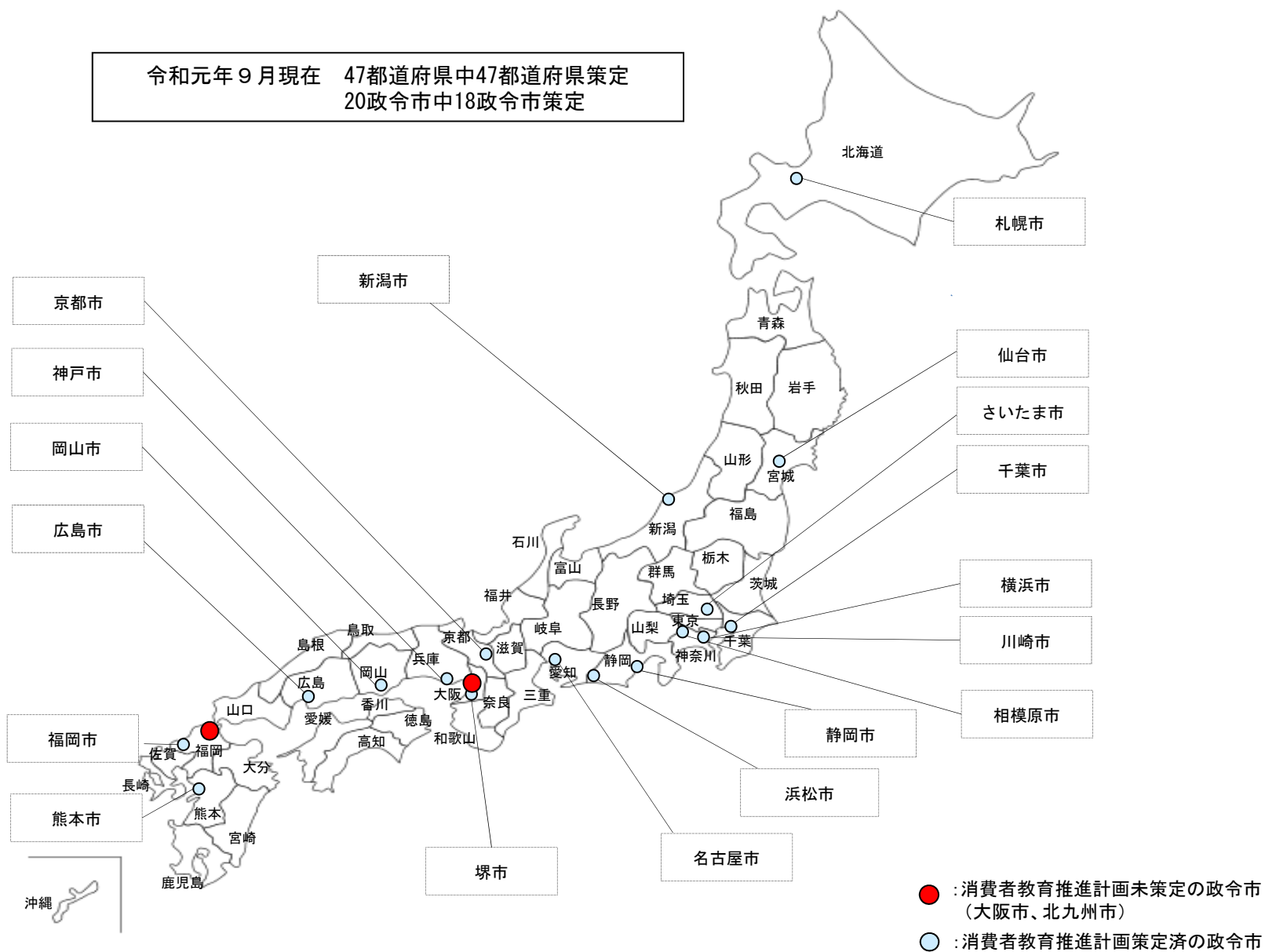


(注)適格消費者団体とは、消費者全体の利益擁護のために差止請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けた団体。(消費者契約法第2条第4項)

(注)青色は特定適格消費者団体

<政策目標4>

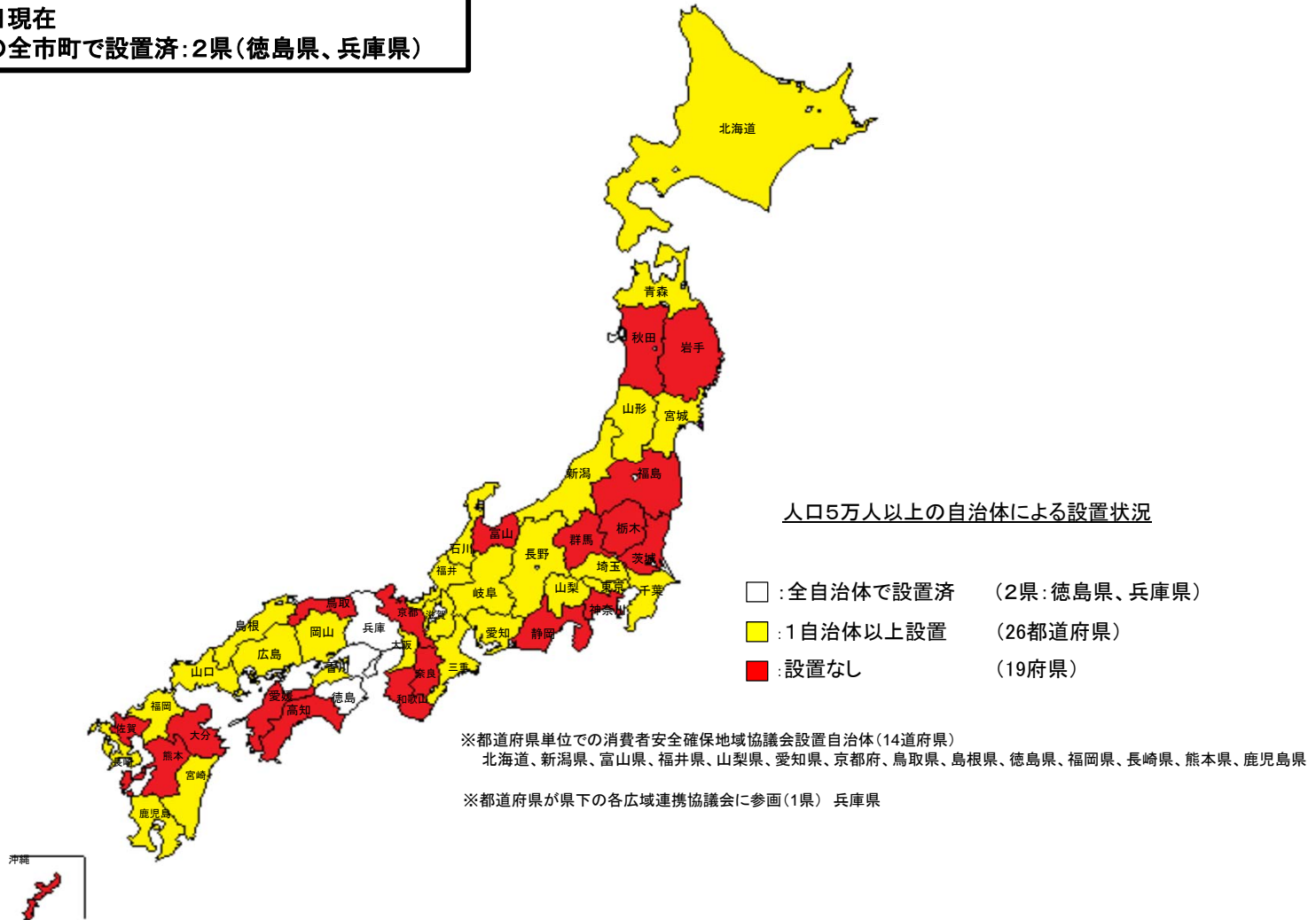
消費者教育の推進:消費者教育推進計画の策定(全都道府県・政令市)



<政策目標5>

消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)

令和元年9月末日現在
人口5万人以上の全市町で設置済:2県(徳島県、兵庫県)



消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク): 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全法に基づく組織

消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）設置地方公共団体一覧

都道府県名	設置地方公共団体名
北海道	北海道、豊浦町、江別市、釧路市、登別市、北見市、石狩市、湧別町、洞爺湖町、乙部町、恵庭市
青森県	八戸市
宮城県	仙台市、大崎市
山形県	山形市
埼玉県	行田市、日高市、吉川市、小鹿野町、志木市、上尾市、白岡市、加須市、桶川市、鴻巣市、ふじみ野市、小川町、東松山市、北本市、宮代町、坂戸市、鶴ヶ島市
千葉県	船橋市、富里市、白井市
東京都	千代田区、多摩市、板橋区、新宿区、世田谷区
新潟県	新潟県、佐渡市、魚沼市、弥彦村、村上市、柏崎市、新潟市、五泉市、妙高市
富山県	富山県
石川県	能美市、加賀市、宝達市水町、能登町、小松市
福井県	福井県、坂井市、越前市、敦賀市
山梨県	山梨県、甲府市、笛吹市、富士吉田市、富士河口湖町、山中湖村、鳴沢村、西桂町、忍野村、南アルプス市
長野県	長野市
岐阜県	岐阜市、大垣市、本巣市、各務原市
愛知県	愛知県、豊橋市、田原市、江南市、豊川市、西尾市、一宮市、蒲郡市、瀬戸市、安城市
三重県	名張市
滋賀県	野洲市、近江八幡市
京都府	京都府
大阪府	八尾市、和泉市、交野市、岸和田市、豊中市、門真市、箕面市、大阪市、枚方市
兵庫県	兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、姫路市、福崎町、神河町、市川町、相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、篠山市、丹波市、明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

都道府県名	設置地方公共団体名
鳥取県	鳥取県
島根県	島根県、松江市、飯南町、浜田市、大田市、西ノ島町
岡山県	岡山市、浅口市
広島県	広島市
山口県	下松市、周南市、柳井市、宇部市
徳島県	徳島県、板野町、上板町、徳島市、北島町、松茂町、吉野川市、阿南市、鳴門市、阿波市、勝浦町、神山町、石井町、小松島市、佐那河内村、上勝町、三好市、東みよし町、美馬市、美波町、藍住町、牟岐町、那賀町、つるぎ町、海陽町
香川県	高松市
愛媛県	久万高原町
福岡県	福岡県、苅田町、筑前町、川崎町、大任町、粕屋町、大牟田市、春日市、中間市、岡垣町、篠栗町、大刀洗町、香春町、久留米市、飯塚市、豊前市、宗像市、太宰府市、嘉麻市、志免町、須恵町、新宮町、添田町、糸島市、水巻町、北九州市、久山町、芦屋町、吉富町、うきは市、直方市、鞍手町、福津市、小竹町、築上町、行橋市、筑後市
長崎県	長崎県、東彼杵町、松浦市、雲仙市、南島原市、大村市、島原市、対馬市、平戸市
熊本県	熊本県、菊池市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島県、鹿屋市、瀬戸内町

(参考) 都道府県、市区町村人口規模別の設置状況

	設置地方公共団体数	総地方公共団体数
合計	232	1788
うち都道府県	15	47
うち5万人以上	111	543
うち5万人未満	106	1198

(※) 地方公共団体から2019年9月末日までに消費者庁に対して設置報告のあった協議会（広域連携による設置を含む）。